(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その５　２８か月～２１か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			9,360	9,210	9,060	8,910	8,750	8,600	8,440	8,290
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの				21,560	20,920	20,260	19,610	18,950
		最大積載量が２トン以下のもの				20,300	19,700	19,090	18,490	17,880
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの				21,560	20,920	20,260	19,610	18,950
		最大積載量が２トン以下のもの				20,300	19,700	19,090	18,490	17,880
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用					11,920	11,650	11,370	11,100	10,820
	自家用					11,920	11,650	11,370	11,100	10,820
小型二輪自動車			5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,290	5,280	5,270
軽自動車	検査対象車		6,230	6,180	6,140	6,100	6,060	6,010	5,970	5,920
	検査対象外車						5,360			
原動機付自転車							5,280			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						5,260	5,250	5,240	5,230	5,220
緊急自動車			5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,290	5,280
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,500	5,480	5,460	5,450	5,430	5,410	5,390	5,370
	(ロ) 小型二輪自動車		5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,290	5,280	5,270
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,420	5,400	5,390	5,370	5,360	5,340	5,330	5,310
		検査対象外車	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	5,310	5,300	5,280
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車					5,050	5,050	5,050	5,040	5,040
	(ロ) 教習用自動車					5,050	5,050	5,050	5,040	5,040
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				5,760	5,730	5,700	5,670	5,640
		b 小型二輪自動車	5,180	5,180	5,170	5,160	5,160	5,150	5,140	5,140
		c 軽自動車 検査対象車				5,160	5,160	5,150	5,140	5,140
		c 軽自動車 検査対象外車					5,090			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5,010	5,010	5,010	5,010	5,010
検査対象外被けん引軽自動車							5,060			

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その６　２０か月～１３か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									18,390
	自家用									16,220
営業用乗用自動車	個人を除く									24,090
	個人									24,090
自家用乗用自動車			8,130	7,980	7,820	7,670	7,510	7,360	7,200	7,050
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	18,290	17,640	16,980	16,320	15,660	15,010	14,350	13,690
		最大積載量が２トン以下のもの	17,270	16,670	16,060	15,450	14,850	14,240	13,630	13,030
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	18,290	17,640	16,980	16,320	15,660	15,010	14,350	13,690
		最大積載量が２トン以下のもの	17,270	16,670	16,060	15,450	14,850	14,240	13,630	13,030
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		10,550	10,280	10,000	9,730	9,450	9,180	8,900	8,630
	自家用		10,550	10,280	10,000	9,730	9,450	9,180	8,900	8,630
小型二輪自動車			5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160
軽自動車	検査対象車		5,880	5,840	5,790	5,750	5,700	5,660	5,620	5,570
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130
緊急自動車			5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
	(ロ) 小型二輪自動車		5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,300	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,190
		検査対象外車	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,210	5,190	5,180
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ロ) 教習用自動車		5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,610	5,580	5,550	5,520	5,490	5,460	5,430	5,400
		b 小型二輪自動車	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080
		c 軽自動車 検査対象車	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。